

現在、あなたはマイナンバーカードで受診ができない状況です。

データ登録が終わったら、

マイナンバーカードで受診！

顔認証つきカードリーダー等の医療機関・薬局への導入が**原則義務化**されました。医療機関等への受診は、ぜひマイナンバーカードをご利用ください。

マイナンバーカードで
受診するとメリットいっぱい！



初めての病院でも、特定健診情報や診療・薬剤情報が**医師と共有**できる



マイナポータルで医療費通知情報を入手でき、**医療費控除が簡単に**

オンライン資格確認等システムにデータ登録が完了しているか確認する方法

▶ スマホ等のマイナポータル(わたしの情報)上でご確認いただけます。

被保険者資格が登録されているかを受診前にご確認ください。
今後、システムへのデータ登録状況をお知らせする仕組みを整備予定です。

※ 登録が完了しているかどうか分からない状態で受診する場合は、
マイナンバーカードとあわせて保険証を携行してください。



マイナンバーカードで受診するメリット

安心 よりよい医療が受けられる！

- 特定健診や診療の情報を医師と共有でき、重複検査のリスクが少なくなります。
※本人が同意した場合のみ。
- 薬の情報も医師・薬剤師と共有でき、重複投薬や禁忌薬剤投与のリスクも減少。
※本人が同意した場合のみ。
- 旅行先や災害時でも、薬の情報等が連携されます。

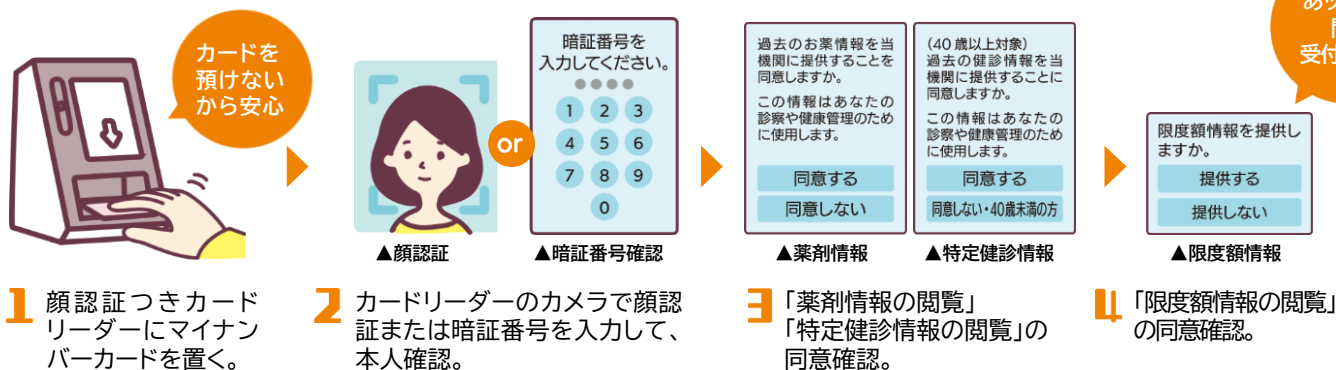
便利 各種手続きも便利・簡単に！

- マイナポータルで医療費通知情報を入手でき医療費控除の確定申告が簡単。
- 医療費が高額な場合に申請する「限度額適用認定証」が省略できます。
- 高齢受給者証の持参も不要となります。



マイナンバーカードでの医療機関・薬局の受付方法

マイナンバーカードは毎回受診時に持参して受付します！



マイナンバーカードで受診する際の注意事項

「資格(無効)」や「資格情報なし」と表示される場合があります

Q. なぜ「資格(無効)」等と表示されるのですか？

オンライン資格確認等システムへのデータ登録が未了のためです。その理由として考えられるのは、マイナンバーを、

- ①ご本人から事業主へ未提出、
- ②事業主から健保組合へ未届、
- ③健保組合からシステムへ未登録—などのためです。

或いは医療機関の機器不良や通信不良等の場合もあります。



Q. 「資格(無効)」等なら10割負担ですか？

下記の対応により、本来の負担割合で受診できます。

- ①健康保険証を持参し提示、
- ②スマートフォンでマイナポータルの資格情報画面を提示、
- ③マイナンバーカードの券面情報等を記載した書面(被保険者資格申立書)を医療機関に提出—のいずれかの対応をお願いいたします。

健保組合では、転職等による新規保険証発行の際に、システムへのデータ登録状況を併せてお知らせする取組みを進めています。

医療機関から必要に応じ配布

保険種別: 社保
 保険者等名称: 東京都電機健康保険組合

別紙様式
被保険者資格申立書

有効な保険証の交付を受けており、医療保険等の被保険者資格について、下記の通り申し立てます。

※ 以下の事項に同意書で同意いただく。□は、あてはまる場合に「イ」を記入してください。なお、本申請書に記入いただいた情報は、医療機関等の情報照会等に必要範囲でのみ使用し、診療報酬請求の請求・支払等に個人番号を照会する目的で、提供はいたしません。

1 保険証等に関する事項

保険証の有無 有効な保険証の交付を受けている

保険種別 社保 国保 後期 その他 わからない

保険者等名称

事業主名*

保険証の交付を受けた時期 1か月以内 それより前 わからない (わかる範囲で記入ください。)

一部負担金の割合 3割 2割 1割 わからない

※1 医療機関で健康(健康者が健康保険組合、共済組合、全国健康保険協会のいずれの「国保」(健康者が国民健康保険組合の組合員、その他「国保」(国民健康保険組合)の組合員)に加入している場合、加入者全員の情報は、事業主等に提供されません。加入者全員の情報は、事業主等に提供されません。加入者全員の情報は、事業主等に提供されません。加入者全員の情報は、事業主等に提供されません。

※2 「国保」の場合、また、国民健康保険組合(国民健康保険)に加入している場合は、加入者全員の情報は、事業主等に提供されません。加入者全員の情報は、事業主等に提供されません。加入者全員の情報は、事業主等に提供されません。

※3 上記記入いただいた一部負担金の割合が実際と異なる場合は、届出、保険者から届出を請求させていただきます。

2 マイナンバーカードの券面情報等 (フリガナ)

氏名

生年月日 明治 大正 昭和 平成 令和 年 月 日

性別 男 女

住所

※4 マイナンバーカードの券面情報(氏名、生年月日、性別、住所)を正確に入力してください。また、マイナンバーカードの券面情報に記載された住所以外の住所がある場合は、届出時に併せてご記入ください。

署名 (患者との関係*)

連絡先電話番号

※5 (患者との関係)欄は、保険者の方が署名された場合に記入ください。

従業員の皆さまへのお願い

事業主からマイナンバーを求められた方は事業主に提出を

健康保険法施行規則により、事業主が資格取得の届出を行うために必要があるときは、被保険者に対し、マイナンバーの提出を求め、または記載事項に係る事実を確認することができるものと規定されております。従業員の皆さまは、事業主からマイナンバーの提出を求められた場合には、すみやかにこれに応じてください。また、マイナンバーが不明であるなど提出できない場合は、届出には、住民票の漢字氏名、カナ氏名、生年月日、性別、住所が必要です。いずれも、事業主へ提出できない場合には、健保組合において加入者登録ができないため、医療機関の窓口でオンライン資格確認ができない場合があります。

※任意継続被保険者の方は、健保組合へ直接届け出てください。

